

第 6 章 悪 臭

第 1 節 悪臭の現況

悪臭は、人の感覚に直接訴える感覚公害だけに、古くから住民の衛生的で快適な生活環境を損なうものとして問題にされてきたが、昭和 40 年代に入って全国的に苦情件数が増加し、公害問題として住民に強く認識されるようになった。悪臭による被害は、本質的には人に不快感、嫌悪感を与えるにとどまり、また、一時的なものであり蓄積性がないという特性がある。

近年の悪臭苦情の発生要因としては、

- 生活環境の質的向上に対する欲求が高まり、これまでやむを得ないとして耐えてきた臭いを悪臭として感じるようになってきたこと
- 住宅地域の拡大により住工混在地区が多くなったこと、等が考えられる。

令和 4 年度の悪臭苦情発生件数は 14 件で、発生源別発生状況は表 1 のとおりである。

悪臭に関する苦情は、根本的な対策まで至らず再発するケースが多いが、素早い対応とねばり強い行政指導を行うことにより解決に努めている。

表 1 発生源別悪臭苦情発生件数（新規直接受理分）

区 分 年 度	農 作 業	畜 産	建 築 ・ 土 木 工 事	製 造 事 業 所						廃 品 回 収 業	商 店 ・ 飲 食 業	洗 濯 ・ 理 美 容 ・ 浴 場	修 理 工 場	一 般 家 庭	そ の 他	不 明	合 計
				食 料 品	繊 維 他	木 材 他	パ ル プ ・ 紙	化 学 工 業 他	鉄 鋼 ・ 非 鉄 他	そ の 他							
平成 30											1			7		8	16
31	1	2		1										1		1	6
令和 2	1	3												1		1	6
3		1		1			1						1	6		3	13
4	4			1							1	1		1		2	10

第 2 節 悪臭防止対策

1 悪臭防止法による規制

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質を規制している。平成 23 年度から、それまでの改善勧告・命令・立入調査に加え、規制地域の指定及び規制基準の設定に関する事務が県から市に権限委任された。

規制地域は、岩国地域、由宇地域、玖珂地域及び周東地域の市街化区域に指定している。
 規制基準は、敷地境界線においては 22 種類の特定悪臭物質に対して表 2 のとおり、また、特定悪臭物質のうち 9 物質を除いた 13 物質の排出口における基準が、煙突その他の気体排出施設から排出される流量の許容限度として設定されている。さらに、硫黄系 4 物質に対しては、表 3 のとおり排水中の基準が設定されている。

表 2 悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準

(単位：ppm)

地域の区分	A 地域	B 地域	C 地域	備 考
臭気強度	2.5	3	3.5	(施行年月日)
アンモニア	1	2	5	S52. 3. 15 (一部改正) S56. 4. 1 S62. 4. 1
硫化水素	0.02	0.06	0.2	
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	
スチレン	0.4	0.8	2	
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	(改 正) H 7. 1. 1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05	
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01	
イソブタノール	0.9	4	20	
酢酸エチル	3	7	20	
メチルイソブチルケトン	1	3	6	
トルエン	10	30	60	
キシレン	1	2	5	
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	(一部改正) H 2. 4. 1
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	

表 3 悪臭防止法に基づく排水の敷地外における規制基準

特定悪臭物質	排出水量(m³/s)	許 容 限 度 (mg/l)			備 考
		A 地域	B 地域	C 地域	
メチル メルカプタン	0.001 以下	0.03	0.06	0.2	施行年月日 (H8. 4. 1)
	0.001 超 0.1 以下	0.007	0.01	0.03	
	0.1 超	0.002	0.003	0.007	
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.3	1	
	0.001 超 0.1 以下	0.02	0.07	0.2	
	0.1 超	0.005	0.02	0.05	
硫化メチル	0.001 以下	0.3	2	6	
	0.001 超 0.1 以下	0.07	0.3	1	
	0.1 超	0.01	0.07	0.3	
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	2	6	
	0.001 超 0.1 以下	0.1	0.4	1	
	0.1 超	0.03	0.09	0.3	

2 山口県悪臭防止対策指導要綱による指導

悪臭防止法及び山口県公害防止条例では、悪臭を規制する方法として悪臭物質を指定し、その濃度を機器分析によって測定することを規定している。

しかし、悪臭は、法や条例に指定されている物質以外の臭気物質や低濃度の悪臭物質による複合臭に起因する場合もあり、法に基づく悪臭物質濃度測定結果と住民の被害感とが必ずしも一致しないことが多いことから、「山口県悪臭防止対策指導要綱」（昭和 58 年 3 月 31 日制定、同年 6 月 1 日施行）に基づいた三点比較式臭袋法による官能試験を用いた行政指導も行っている。

3 悪臭調査

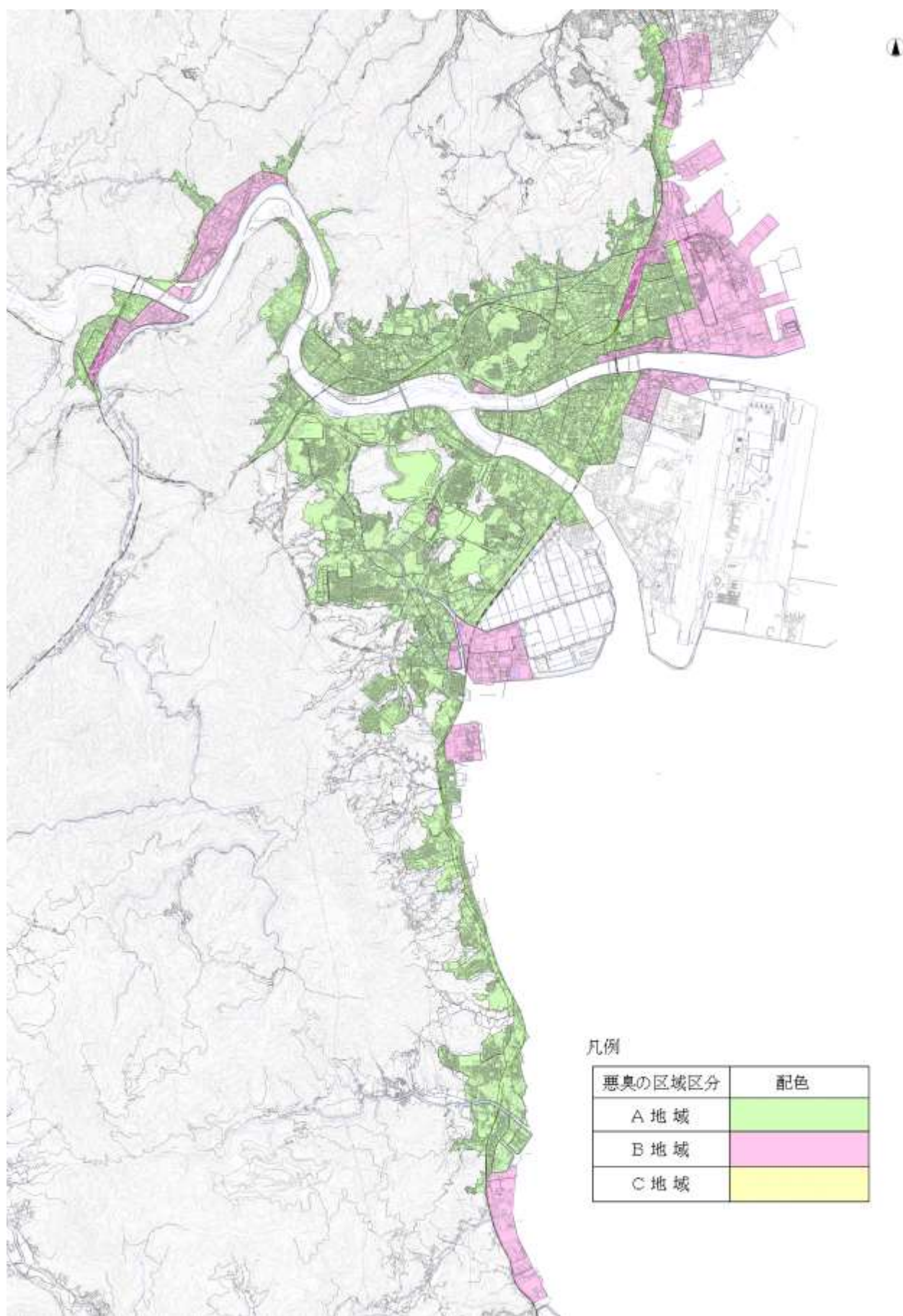
令和 4 年度は、5 事業所に対して悪臭防止法及び山口県悪臭防止対策指導要綱に基づく調査を行い、規制基準及び指導基準の遵守状況を調査した。

法に基づき敷地境界線を 3 工場 10 検体、排出口は 1 工場 3 検体を調査したが、全て基準を遵守していた。

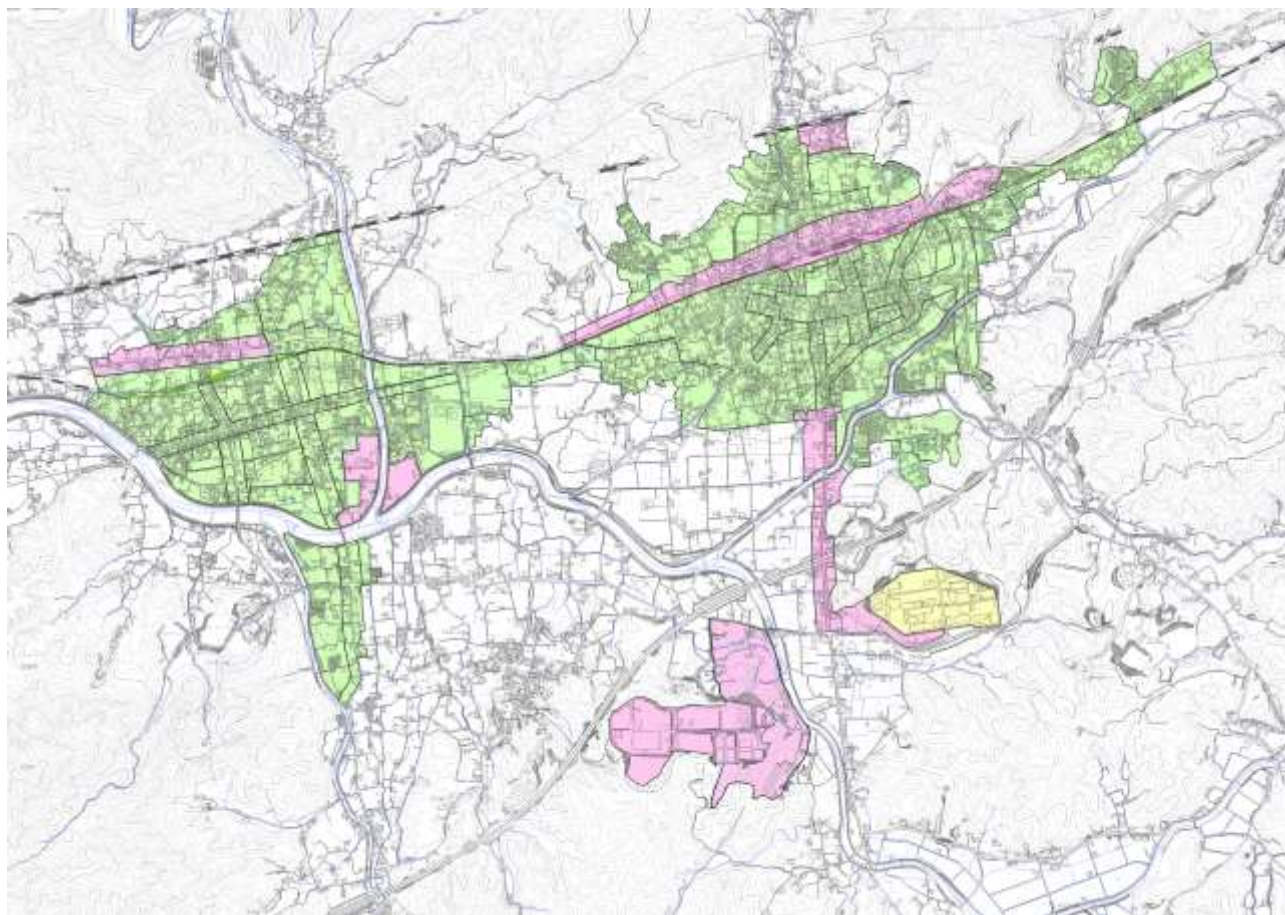
また、指導要綱に基づき（三点比較式臭袋法）敷地境界線を 3 工場 5 検体、排出口は 1 工場 3 検体の調査を実施したところ、3 検体が指導基準を超えていたため、基準の遵守を指導した。

表 4 悪臭調査結果（令和 4 年度）

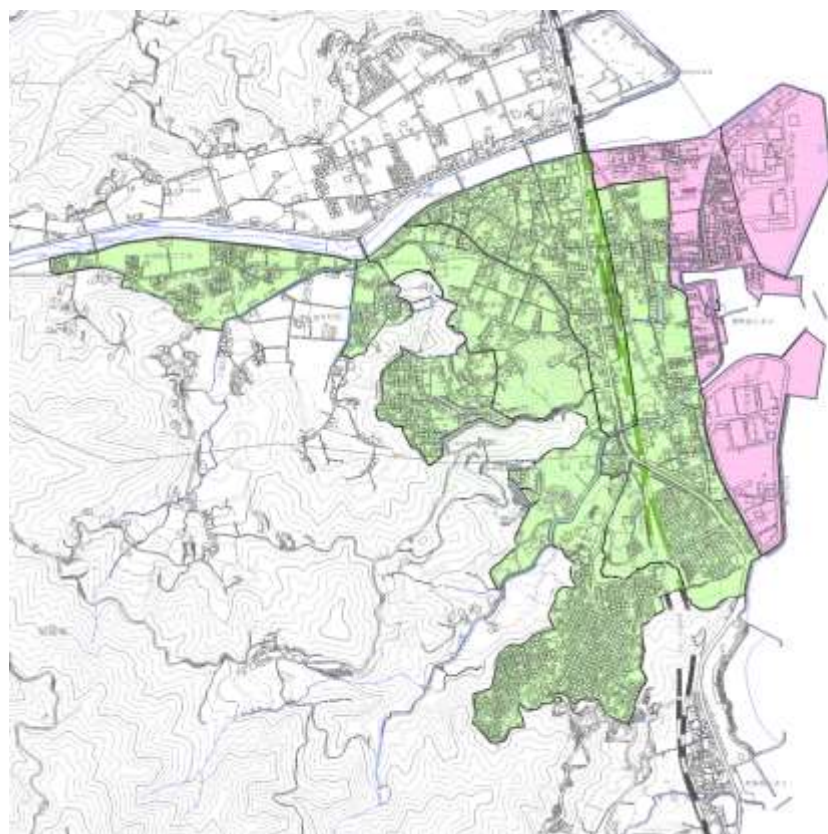
	悪臭防止法		山口県指導要綱		合 計	
	敷地境界線	排出口	敷地境界線	排出口	敷地境界線	排出口
調査件数	10	3	5	3	15	6
超過件数	0	0	3	0	3	0



悪臭防止法規制地域概要図(岩国地域)



悪臭防止法規制地域概要図(玖珂・周東地域)



凡例

悪臭の区域区分	配色
A 地域	緑色
B 地域	ピンク色
C 地域	黄色

悪臭防止法規制地域概要図(由宇地域)